

# 堺市霊園及び堺市立霊堂業務仕様書

令和 5 年 7 月

堺市建設局公園緑地部泉ヶ丘公園事務所

目次

1 趣旨	・・・・・・・・ 1
2 施設の内容	・・・・・・・・ 1
3 管理運営の基本的な考え方	・・・・・・・・ 3
4 業務内容	・・・・・・・・ 4
5 自主事業（任意）	・・・・・・・・ 1 2
6 市として求める目標・水準等	・・・・・・・・ 1 4

## 堺市霊園及び堺市立霊堂業務仕様書

堺市霊園及び堺市立霊堂の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

### 1 趣旨

本仕様書は、堺市霊園及び堺市立霊堂の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法等について定めることを目的とする。

### 2 施設の内容

#### (1) 施設の使命

堺市霊園（以下「霊園」という。）や堺市立霊堂（以下「霊堂」という。）のある堺公園墓地は、貴重な自然が残された南部丘陵の鉢ヶ峯に戦災に遭った市街地の寺院墓地が移転されたことに始まり、故人のやすらぎの場及び自然と緑に親しむレクリエーション拠点を使命としている。そのため、墓地及び良好な自然環境を有する公園の機能を担う。

#### (2) 名 称 堺市霊園

所在地 堺市南区鉢ヶ峯寺地内

開設年月日 昭和38年4月1日

施設規模、内容

総面積 489,000㎡（内、開設区域147,400㎡）

##### ① 墓地

墓地区画数 15,336区画

合葬式墓地 1箇所

便所 10箇所

駐車場 405台分

照明灯 86箇所

水汲み場 275箇所

##### ② 合葬式墓地（予定）

開設年月日 令和6年4月1日（開設予定）

総面積 6,000㎡

規模 焼骨埋蔵数最大16,000体

駐車場 6台

##### ③ 旧納骨堂（平成9年3月31日 利用停止）

開設年月日 昭和45年4月1日

総面積 91.1㎡  
 床面積 75.0㎡  
 焼骨収蔵数 約3,000体

## ④ 王子ヶ飢墓地

使用年月日 昭和44年3月15日  
 総面積 2,154㎡  
 墓地区画数 385区画

## (3) 名称 堺市立霊堂

所在地 堺市南区鉢ヶ峯寺773番地  
 開設年月日 平成7年4月1日  
 施設規模、内容

- ① 延床面積 5,529.799㎡  
     霊堂 5,014.386㎡  
     管理棟 515.413㎡
- ② 建築面積 2,345.829㎡  
     霊堂 1,905.287㎡  
     管理棟 440.542㎡
- ③ 構造規模 霊堂 鉄筋コンクリート造、地上6階  
     管理棟 鉄筋コンクリート造、地上2階

## ④ 床面積表

階数	霊堂 (単位 ㎡)	管理棟 (単位 ㎡)
塔屋	25.620	
6階	564.999	
5階	1,014.073	
4階	984.232	
3階	992.536	
2階	989.372	203.673
1階	443.554	311.740
計	5,014.386	515.413

- ⑤ エントランスホール 205㎡

- ⑥ 納骨壇設置状況 (納骨壇のサイズ W45cm×D45cm×H160cm)

階数	納骨壇の設置数 (基)	備考
6階	—	一時収蔵施設 (別掲)
5階	—	シルバー委託業務従事者詰所 書類・資材等置場
4階	905	
3階	892	

2階	866	
1階	—	委託業務従事者詰所
計	2,663	2階～4階

## ⑦ 設備等

管理棟 1階 事務室、便所男子・女子、多目的別各1箇所、和室（35畳）、給湯設備2箇所、倉庫

管理棟 2階 便所男子・女子別各1箇所、無料休憩室、会議室、給湯設備、事務室

霊堂 1階 受水槽・ポンプ室、電気室、機械室2箇所、倉庫2箇所、委託業者詰所2箇所

霊堂 2階 便所男子・女子別各1箇所、倉庫、テラス 霊堂 3階 便所男子・女子別各1箇所、身障者用便所1箇所、テラス、ファン室2箇所

霊堂 4階 便所男子・女子別各1箇所、倉庫、テラス、ファン室2箇所

霊堂 5階 シルバー委託業務従事者詰所、便所男子・女子別各1箇所、身障者用便所1箇所、倉庫、テラス、ファン室2箇所

霊堂 6階 一時収蔵施設、便所男子・女子別各1箇所、身障者用便所1箇所、倉庫、テラス、ファン室1箇所

霊堂 昇降機2機

(別掲) 一時収蔵施設 (予定)

霊堂6階

開設年月日 令和6年4月1日 (開設予定)

施設規模、内容

- ① 総面積 565㎡
- ② 規模 焼骨収蔵数最大 6,400体

## 3 管理運営の基本的な考え方

指定管理者は、次の事項を基本として、霊園及び霊堂の管理を行うこととします。

- (1) 霊園、霊堂の設置目的を十分尊重し、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく適切に管理運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行い、特定団体や個人等に有利あるいは不利になる運営はしないこと。
- (3) 個人情報の保護を徹底するとともに情報公開を積極的に推進すること。
- (4) 管理運営に際し、政治的行為又は宗教的行為と疑われるような活動や営利を目的とする活動はしないこと。
- (5) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供すること。
- (6) 法令等を遵守して適正に管理業務を行うこと。

- (7) 効果的かつ効率的に管理業務を行い、経費の縮減に努めること。
- (8) 地域住民や利用者の意見・要望を管理業務に反映させ、サービスの向上を図ること。
- (9) 利用者が安全かつ快適に利用できるように施設設備を適正に維持管理すること。
- (10) 地域の住民、自治組織、事業者等と良好な関係を維持すること。
- (11) 堺市緑の基本計画に整合した事業を推進すること。
- (12) 「SDGs 未来都市」としての取り組みに貢献できること。
- (13) カーボンニュートラルや生物多様性を意識し、省資源、省エネルギーに努め、廃棄物の排出を抑制して、環境への負荷の低減に努めるとともに環境共生の推進に努めること。
- (14) 霊園、霊堂の各施設の利用促進に努めること。
- (15) 寺院の使用及び各種手続きの調整と協力、苦情・要望等に対応すること。
- (16) 利用者に対し、墓石販売業者など、特定の事業者の指定、斡旋等を行わないこと。
- (17) 各種手続きの電子化及び収納のキャッシュレス化を推進すること。
- (18) 高齢者、障害者等就職困難者の雇用並びに訓練機会の提供、就労促進を積極的に行うこと。

#### 4 業務内容

##### (1) 施設の運営に関する業務

###### ① 職員の配置及び研修に関すること

- (ア) 管理責任者（所長）、管理責任者代理（所長代理）を配置すること。
- (イ) 施設の開館時間において業務が確実に行える体制をとること。
- (ウ) 配置する人員の勤務形態は、労働基準法その他の労働関係法を遵守し、本業務において墓参者へのサービス提供に支障がないようにすること。
- (エ) 運営の組織体制を維持するとともに、職員の育成及び運営に必要な研修（接遇研修、人権研修、専門技術研修を含む）を実施すること。
- (オ) 個人情報の安全管理措置

- (1) 指定管理業務については、個人情報取扱特記事項に基づき安全管理措置を講じること。
- (2) 指定管理業務以外の事業（自主事業）については、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）第23条に基づいて個人情報取扱事業者として安全管理措置を講じること。
- (3) 利用者から個人情報開示請求があった場合について、保護法第33条に基づき適切に対応すること。ただし、指定管理業務に伴って取り扱う個人情報について、市の保有個人情報に該当する場合（※）には、市の個人情報開示請求（保護法第76条）に該当することから、その旨を利用者に伝えること。
- (4) 個人情報の漏えい等が発生した場合には、保護法第26条第1項の規定に

基づき個人情報保護委員会へ報告を行うこと。なお、漏えい等の対象が市の保有個人情報に該当する場合には、市が個人情報保護委員会に報告する義務があるため、直ちに市へ報告すること。

※当該個人情報について市が事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）場合は市の保有個人情報に該当します。

## ② 施設利用、貸出等に関すること

(ア) 施設等の利用及び霊堂附属施設（和室）の使用について

- (1) 開館時間及び休館日は、堺市立霊堂条例第 29 条の規定により、指定管理者が市長の承認を得て定めた時間とする。
- (2) 指定管理者は、開館時間又は休館日を変更しようとするときは、市長の承認を得ること。

### 【現在の開館時間及び休館日】

#### ・開館時間

管理棟 午前 9 時から午後 5 時 15 分まで

霊堂及び一時収蔵施設 午前 7 時から午後 7 時まで

#### ・休館日

管理棟 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

霊堂及び一時収蔵施設 なし

#### ・霊堂附属施設（和室）の利用時間

午前 9 時から午後 5 時まで

- (3) 使用許可の申請受付等の事務は管理棟 1 階事務室において行うこと。
- (4) 使用許可及び使用許可の取消しは、堺市立霊堂条例第 5 条及び同条例第 13 条の規定を遵守して適正に行うこと。
- (5) 使用許可等は使用許可の手順書又は利用規則等を定めて行うこととし、使用許可の基準は利用者が閲覧できるようにすること。また、使用許可の申請があったときは、速やかに決定すること。
- (6) 指定管理者による管理の開始前に堺市が行った使用許可については引き継ぐものとする。

(イ) 利用料金の收受業務

- (1) 霊堂附属施設（和室）の利用に係る料金（利用料金）は、指定管理者の収入とする。
- (2) 利用料金の額は、堺市立霊堂条例第 28 条第 2 項の規定の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めること。
- (3) 利用料金は、前納とする。また収納方法については、管理棟 1 階事務室での現金とする。

※収納方法については、電子マネー、クレジットカード等によるキャッシュレス決済の導入を検討すること。

- (4) 指定管理者は、利用料金の減額又は免除を行うときは、市長が定める基準をもとに指定管理者が決定した内容により行うこと。なお、減免にあたっては差別的な取扱いがないようにすること。
- ・(別紙 1 2) 堺市公園緑地部が管理する堺公園墓地における利用料金の減免に関する取扱い基準
- (5) 指定管理者は、利用料金の還付を行うときは、市長が定める基準によって行うこと。
- ・(別紙 1 3) 堺市公園緑地部が管理する堺公園墓地における利用料金の還付に関する取扱い基準
- (6) 指定管理者は、利用料金の收受に際し、利用者（課税事業者）からの求めに応じて、適格請求書（インボイス）を交付し、その写しを保存すること。
- ③ 施設の防災に関すること
- (ア) 避難訓練を実施すること。(年 1 回)
- ④ 個人情報の安全管理に関すること
- (ア) 個人情報の保護を徹底するとともに情報公開を積極的に推進すること。
- ⑤ 使用者の募集及び使用に関すること
- (ア) 霊園・霊堂、合葬式墓地の使用者募集を行うこと。
- 霊園、合葬式墓地・年 1 回以上、霊堂・随時
- (イ) 利用促進のため、広報さかい、ホームページ等により十分な広報を行い、広く周知すること。
- (ウ) 使用が決定した霊園・霊堂、合葬式墓地使用者の使用に係る事務を行うこと。
- ・申請書類の審査、使用料納付書の交付、使用許可証の交付等
- ⑥ 霊園・霊堂、合葬式墓地使用料及び管理料等の収納に関すること
- (ア) 霊園・霊堂、合葬式墓地の使用に伴う使用料等を収納すること。なお、収納委託については、別途、収納委託業務協定書を締結する。
- また、霊園・霊堂使用料等の調定に必要となる資料を市に提供すること。
- ⑦ 霊園・霊堂使用者の各種手続き事務及び使用者台帳の管理に関すること
- (ア) 各種手続きにおける使用者情報の変更に伴う使用者台帳の更新を行うこと。
- ⑧ 霊園・霊堂、合葬式墓地、一時収蔵施設の焼骨の埋蔵（収蔵）に関すること
- (ア) 焼骨の埋蔵（収蔵）に伴う事務を行うこと。
- ・届け出の受理、必要書類の確認
- (イ) 納骨壇の焼骨収蔵に立会し、カロートを開閉すること。
- (ウ) 合葬式墓地又は一時収蔵施設に焼骨を埋蔵（収蔵）すること。
- ⑨ 焼骨の改葬又は分骨に関すること
- (ア) 埋蔵(収蔵) 証明書の発行に伴う事務を行うこと。
- (イ) 改葬又は分骨に伴う事務を行うこと。
- ⑩ 霊園工事許可に関すること
- (ア) 霊園工事許可申請書の受付、申請内容の審査、堺市霊園内工事許可書の発行

等、申請に伴う事務を行うこと。

(イ) 工事完了届の受理及び工事完了検査を行うこと。

・墓碑等の建立又は撤去を伴う工事については、現地確認を行うこと。

⑪ 返還等に関すること

(ア) 利用者からの返還等の申し出に対し、焼骨の改葬、使用料・管理料の還付等、返還等に伴う事務を行うこと。

(イ) 使用区画又は使用納骨壇の原状復旧確認を行うこと。

⑫ 施設利用案内等に関すること

(ア) 見学希望者に対し、案内を行うこと。

(イ) 施設利用のための手引き、パンフレット、ホームページ等を作成すること。

(ウ) 合葬式墓地の定期的な見学会を実施すること。

(エ) 電話等による問合せ、文書照会、他都市からの視察に対応すること。(市に連絡・調整の上、対応すること)

⑬ 園内の交通安全、渋滞緩和対策に関すること

(ア) 盆、春及び秋の彼岸、年末年始等の混雑時期において、周辺道路の渋滞対策及び園内交通安全対策を実施すること。

(2) 施設等の維持管理に関する業務

① 適正な維持管理

霊園、霊堂の施設、設備、器具備品の管理に際しては、常に利用者の安全確保に万全を期すとともに、管理者の注意をもって適正に管理すること。

② 備品等の貸与及び購入

現に管理棟事務室 1 階ほかに設置している器具備品(別紙 7「備品一覧表」)は、本市が指定管理者に無償で貸与する。その他管理業務に必要な器具備品及び消耗品は指定管理者が購入して設置することとする。

③ 霊園、霊堂管理システムの貸与

霊園、霊堂管理システム及び下記の器具備品は、無償貸与する。ただし、システムの保守点検委託料及びサーバ本体(1台)、クライアント(2台)、ページプリンタ(1台)、ドットプリンタ(1台)等のシステム関連機器については、現契約期間終了まで指定管理者がリース借主としてリース会社との契約を引き継ぐこと。また、リース代金についても指定管理者が負担すること。(現リース契約期間は令和 8 年 2 月 28 日まで)なお、システムの利用に際しては堺市霊園、霊堂管理システムに関するセキュリティ実施手順を遵守すること。

(ア) O A デスク 3 脚

(イ) プリンタ専用卓(ページプリンタ用) 1 脚

(ウ) プリンタ専用卓(ドットプリンタ用) 1 脚

(エ) O A チェア 3 脚

④ 保守点検業務

施設、設備等の法定点検は、建築基準法、ビル管理法、水道法、下水道法、廃

棄物の処理及び清掃に関する法律、電気事業法等に基づき実施すること。また、その他の保守点検、整備等については、施設の快適な環境の維持、利用者の安全確保の観点に基づき業務を行うこと。

⑤ 施設及び備品の原状変更

指定管理者は原則として施設及び備品の原状を変更できないが、指定管理者の発意による市民サービス向上に資するための施設設備の改良等については、市と協議の後、申請を行い、市が承認した場合は、指定管理者の費用負担により実施できることとする。

⑥ 現地調査

市は、必要に応じて施設、設備、器具備品の維持管理について現地調査を行うことができるものとする。

⑦ 維持管理に関する業務

(ア) 樹木(低木・中高木)の剪定、除草に関すること

- ・低木・・・年1回以上(5月)管理上必要があれば適宜実施
- ・中高木・・・年1回以上・原則冬季剪定
- ・除草・・・年3回以上(5月・7月(盆に合わせて実施)・9月(秋彼岸に合わせて実施)管理上必要があれば適宜実施すること。

(イ) 霊園の日常清掃等に関すること

- ・市管理の墓地、王子ヶ飢墓地の区画内通路及び寺院墓地区域共有通路、墓参道植栽帯の除草(人力又は機械)・・・4月～12月
- ・園内清掃・・・通年(合葬式墓地含む)
- ・ゴミ回収・・・週2回
- ・その他(草花管理、霊園募集のぼり設置・撤去、返還墓地管理等)

※指定業務・(公社)堺市シルバー人材センター

※(別紙2)指定業務及び第三者へ委託可能業務一覧参照)

(ウ) 樹木の薬剤散布に関すること(適宜)

(エ) 枯木・枯枝等の撤去に関すること(適宜)

- ・早期発見に努め、発見後は早期に撤去すること。

(オ) 施設等の修繕に関すること(適宜)

- ・月1回、霊園・霊堂の巡回点検を実施し、施設等の不具合を早期発見し、修繕すること。

(カ) 便所清掃に関すること。

- ・霊園(5号便所及び9号便所屋内休憩所含む)、霊堂(週6回)

(キ) 霊堂、管理棟の床面及び納骨壇の日常清掃に関すること(1回/1週)

床面清掃(ワックス掛け)に関すること。(3か月に1回)

(ク) 霊堂、管理棟外面窓清掃に関すること(6月、12月)

(ケ) 受水槽の清掃及び法定点検に関すること(年1回)

- ・水質検査の実施

- ・受水槽内の清掃
- (コ) 昇降機の保守点検に関すること（遠隔監視による保守は通年、現地点検は月1回）
- (サ) 冷暖房機器の保守点検に関すること
  - ・霊堂、管理棟、5号及び9号便所休憩所の空調簡易点検（4回）
  - ・冷房使用前及び暖房使用前に各1回機器点検を実施すること（2回）
- (シ) 自家用電気工作物の保守点検に関すること（保守は通年）
  - ・遠隔装置を取り付けた場合は隔月1回点検
  - ・年次点検1回（停電を伴う点検のため19時以降に実施すること）

※指定業務・近畿電設サービス株式会社（契約期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）

  - ・契約期間終了まで指定管理者が委託業者との契約を引き継ぐこと。また、委託費用についても指定管理者が負担すること。（別紙2）指定業務及び第三者へ委託可能業務一覧参照）
- (ス) 自動扉の保守点検に関すること（保守は通年、点検は年2回）
- (セ) 防災設備の保守点検に関すること（機器点検年1回、総合点検年1回）
- (ソ) 霊園ゲート開閉、霊堂及び管理棟、多目的便所、休憩所の解錠・施錠に関すること
 

霊園ゲート開閉・・・7月～9月 午前5時30分～午後7時  
10月～6月 午前6時30分～午後7時

霊堂、管理棟解錠・施錠・・・午前6時30分～午後7時

多目的便所（10号便所）、休憩所（5号及び9号便所）解錠・施錠・・・午前6時30分～午後7時

※5号及び9号便所は、解錠・施錠及び冷暖房期間中に空調を運転・停止すること。
- (タ) 霊園、霊堂巡回及び警備に関すること（通年）
  - ・霊堂、管理棟の警備・・・午前7時～午前9時、午後4時～午後7時
  - ・霊園内巡回・・・午前1回、午後1回（便所の施錠状等確認、園内不審者の有無、施設・の破損及び倒木等の有無、車上荒らしの啓発放送実施）
- (チ) 霊堂、管理棟の機械警備に関すること（通年）
  - ・機械警備実施施設・・・管理棟、霊堂全体
  - ・19時以降に霊園ゲート内で利用者閉じ込めがあった場合のゲート開放対応含む。

※指定業務・(株)双葉（契約期間 平成30年5月16日から令和6年6月10日まで）

  - ・契約期間終了まで指定管理者が委託業者との契約を引き継ぐこと。また、委託費用についても指定管理者が負担すること。（別紙2）指定業務及び第三者へ委託可能業務一覧参照）

- (ツ) 霊園霊堂管理システムの保守点検に関すること（通年）
- (テ) 霊園・霊堂管理料等の収納代行に関すること
- ・霊園・霊堂管理料はコンビニ及びモバイル決済等による収納代行業務により収納すること
  - ・コンビニ及びモバイル決済による収納予定件数・・・1万件
  - ・収納代行業者との委託契約については、現契約期間終了まで指定管理者が引き継ぐこと。また、収納代行手数料についても指定管理者が負担すること。（別紙 2） 指定業務及び第三者へ委託可能業務一覧参照）
- ※指定業務・電算システム株式会社（契約期間は令和 8 年 3 月 3 1 日まで）
- (ト) 自動体外式除細動器（AED）機器リースに関すること
- ・管理棟事務所前に機器を設置すること。
  - ・年 1 回機器の使用講習を受講すること。
  - ・自動体外式除細動器（AED）機器のリース契約については、現契約期間終了まで指定管理者がリース借主としてリース会社との契約を引き継ぐこと。また、リース代金についても指定管理者が負担すること。（現リース契約期間は令和 7 年 1 0 月 3 1 日まで）
- (ナ) 合葬式墓地記名板の使用に関する業務
- ・合葬式墓地記名版の使用に伴う事務を行うこと。
  - ・合葬式墓地記名板に氏名等を刻印すること。
  - ・記名板を設置すること。（適宜）
- ※記名板（石製、タテ 5 cm・ヨコ 2 0 cm・厚み 2 cm）は堺市から支給
- ※年間予定人数 2 0 0 名
- (ニ) 園内で発生する産業廃棄物に関すること
- ・園内で発生する産業廃棄物を処理すること。（適宜）
  - ・指定管理期間の終了時には産業廃棄物はすべて処分すること。
- ⑧ その他
- (ア) 苦情・要望に関すること
- (1) 利用者からの要望・苦情に対しては、必要に応じて市と協議を行い、適切に対応すること。
  - (2) 対応した内容については、速やかに市に報告するとともに、管理・運営に反映させること。
  - (3) 指定管理者の管理業務以外に関する苦情・要望については、適切に関係部署に連絡又は引継を行うこと。
- (イ) 緊急時等への対応
- 本業務に関する連絡体制を明確にし、堺市に届けること。
- 災害防止等緊急の必要があるときは、臨機の処置をとらなければならない。この場合において、指定管理者は、その処置の内容を直ちに堺市に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りで

ない。

(ウ) 事件事故及び災害の発生時等の対応

利用者の避難、誘導、安全確保、関係機関への通報等についての対応計画や防犯・防災対策マニュアルを作成し、職員の指導及び避難誘導訓練を行うこと。また、急病人、けが人の発生に対応できるよう、近隣の医療機関と連携を図ること。緊急事態が発生した場合は、初期消火活動、避難誘導、負傷者の救護等、迅速かつ最善の対応をとること。なお、地震、台風等の発生時は、市は管理運営業務の休止を指示することがある。

(エ) 臨機の措置

災害防止、人命救助等緊急の必要があるときは、施設の管理運営業務の範囲外であっても指定管理者の判断により臨機の措置をとること。臨機の措置をとった場合は、市に事後報告すること。また、市から指定管理者に対して臨機の措置をとることを請求することができ、その場合、適切に対応すること。

(オ) 消防法上の措置等

施設内の火気管理を徹底するとともに、防火責任者の選任、消防計画の策定、消防設備の点検等消防法上必要な措置をとり、平素から所轄消防署等と連絡を密にして防火管理の適正を期すこと。

(カ) 避難所等の運営への協力

災害等が発生した、又は発生するおそれがある場合に、本施設を災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく指定避難所又は指定緊急避難所に指定されている施設及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づく避難施設に指定されている施設としての使用及びその他の災害対応について、市から要請があった場合には、協力すること。

(キ) アンケートによる意見聴取

市として求める目標や水準の達成状況及び市と協議して設定した調査項目について、利用者を対象とした意見箱の設置やアンケート等による意見聴取を行い、その結果（自己評価を含む。）を集計して市に報告書を提出すること。なお、調査項目は市と協議すること。

(ク) 関係機関等との協議

管理業務の実施に当たっては、市と情報交換、業務の調整等を図る定期会議を四半期ごとに開催する。また、適宜市の関係課等と連絡調整又は協議を行うとともに、市の要請に応じて連絡会議等に参加すること。また、周辺地域と連携を図るとともに、利用者団体や地域と良好な関係を維持すること。

(ケ) 市の主催事業への協力

市が主催する緑化啓発等のイベントについて、開催時に連携・協力すること。

## (コ) 市の広報業務への協力について

市民サービスの一環として、市の発行するパンフレット、刊行物の配架、配布、ポスターの掲示を行うなど、市の広報業務に協力すること。

## (サ) 規則・マニュアル等の作成

施設の管理業務に必要な規則・マニュアルを適宜市と協議を行って作成し、事前に市の承認を得ること。

## (シ) 保険加入

管理業務におけるリスク分担に備えて、市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険及び昇降機賠償責任保険に加入すること。なお、保険内容等は下記のとおりとする。

てん補限度額

(施設賠償責任保険)

・対人賠償 被害者1名当たりのてん補限度額 3千万円以上

1事故全体のてん補限度額 2億円以上

・対物補償 1事故全体のてん補限度額 1千万円以上

(昇降機賠償責任保険)

・対人賠償 被害者1名当たりのてん補限度額 3千万円以上

1事故全体のてん補限度額 2億円以上

・対物補償 1事故全体のてん補限度額 1千万円以上

※ただし、施設賠償責任保険に昇降機賠償責任も含まれる場合は別途、昇降機賠償責任保険に加入する必要はない。

(1) 被保険者名 堺市及び指定管理者

(2) 保険期間 指定期間と同じ期間とする。(年度ごとの加入でも可とする。)

(3) 保険期間 指定期間と同じ期間とする。(年度ごとの加入でも可とする。)

(4) 保険加入確認 保険に加入した場合、当該保険に係る証券の写しその他の加入内容を確認する書類を市に提出する。

## (ス) 市との協議

管理業務の実施に際して、仕様書に規定のない事項等や疑義が生じた場合は、適宜、市と協議を行うこと。

## 5 自主事業 (任意)

指定管理者は、上記事業のほか施設の利用促進、地域振興、利便性の向上等を考慮した事業等をあらかじめ市にその内容を提案し、承認を得た上で実施することができる。

なお、自主事業の実施については任意ではあるが、霊堂前売店の運営、地場産業の振興、園内送迎サービス等、利用者の利便性向上や周辺地域の活性化に繋がる自主事業については積極的に実施すること。

自主事業の実施に要する経費は、指定管理者が負担し、事業により得た収入は指定管理者に帰属することとする。また、当該事業の実施に伴う一切の責任は、指定管理者にあるものとする。施設の管理業務と本自主事業は経理を区分し、本自主事業についても定期報告書（四半期ごと）で報告を行うこととする。

指定管理者の自主事業として、自動販売機の設置することが可能です。ただし、自治会に許可している 9 号便所付近の自動販売機、花屋については、継続して自治会に許可するため、指定管理者の自主事業はそれ以外の場所で行ってください。（別紙 9 参照）自動販売機設置の実施にあたっては都市公園法第 5 条及び堺市公園条例第 5 条第 2 項に基づき公園施設設置許可申請書を本市（公園監理課）に提出し、設置許可を得る必要があります。指定管理者事業計画書（企画提案書）により提案してください

#### ア 許可期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

ただし、自動販売機の設置及び撤去に要する期間を含むものとし、指定管理者の指定の取消し等となった場合は、本許可についても解除する。

#### イ 仕様

設置場所	霊園内	使用料	条例に基づく
設置台数	市と協議する	主な利用者	墓参者
種類	清涼飲料水		

#### ウ 手続き

指定管理者が市の承認を得て、自動販売機等を設置することになった場合は、速やかに次の書類を市に提出すること。

(ア) 自動販売機及び回収ボックスの外寸図

(イ) 取扱商品一覧表

(ウ) 空き缶等のリサイクル方法

・自社処理・委託の別（委託の場合は委託業者記載の契約関係書類の写しを添付すること。）

・リサイクル工程（収集運搬、処分方法のわかるもの。）

#### エ その他

(ア) 自動販売機等を設置した場合は、転倒防止措置を講ずるとともに、利用者の安全確保のため、毎日設置状況を点検確認すること。

(イ) 自動販売機等に異常があった場合は、自動販売機等の撤去など利用者の安全確保を重視して適切かつ迅速に対応すること。

## 6 市として求める目標・水準等

区分	項目	目標・水準等
①適正な管理運営の確保に関する目標	有責事故発生件数	有責事故発生件数0件
②利用者サービスの向上に関する目標	利用者満足度アンケートにおける園内の除草・清掃に関する満足度	園内の除草・清掃に関する満足度「満足」「やや満足」の合計が90%以上
③収支に関する目標	収支	年度事業計画で設定した収支計画をもとに、収支のバランスを保つ